

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

放送法の改正

NHKに番組のネット配信を必須業務と義務付ける改正案が今国会で成立する見通し。テレビがなくてもスマホ等でネット配信を視聴する場合は受信契約の対象に。

◆ 今週のコよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

5/ 6(月) 赤口 振替休日
7(火) 先勝 ロシアのプーチン大統領就任式
8(水) 仏滅 旧暦4月1日、世界赤十字デー
9(木) 大安
10(金) 赤口 愛鳥週間、源泉所得税の納付期限
11(土) 先勝
12(日) 友引 母の日、看護の日、大相撲夏場所初日

2週分の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
4/22(月)	37,439 △371	154.65 ▼0.18
23(火)	37,552 △113	154.81 ▼0.16
24(水)	38,460 △908	154.89 ▼0.08
25(木)	37,628 ▼832	155.62 ▼0.73
26(金)	37,935 △307	156.70 ▼1.08
30(火)	38,406 △471	156.85 ▼0.15
5/ 1(水)	38,274 ▼132	157.88 ▼1.03
2(木)	38,236 ▼38	155.48 △2.40

個人住民税の定額減税に係るQ&A

令和6年度分の個人住民税における定額減税（本人及び配偶者を含めた扶養親族の人数×1万円）については、給与所得に係る特別徴収の場合、地方公共団体から届く税額通知書に基づき実施します。

◆ Q & A

Q. 個人住民税における定額減税の対象者は？

A. 前年の合計所得金額が1805万円以下（給与収入のみの場合は年収2千万円以下）の個人住民税所得割の納税者です。

Q. 減税額の算定対象は？

A. 納税者本人と、控除対象配偶者及び扶養親族（居住者に限る）1人につき1万円が減税額となります（扶養親族等の判定時期は令和5年末の現況による）。なお、控除対象配偶者とは同一生計配偶者（生計を一する配偶者で前年の所得金額48万円以下）のうち、納税者の前年の所得金額が1千万円以下の場合の配偶者です。

Q. 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者は？

A. 前年の所得金額が1千万円超の納税者に同一生計配偶者がいる場合、令和6年度分における減税の算定対象ではありませんが、令和7年度分において1万円の控除が行われます。

Q. 給与所得に係る特別徴収の実施方法は？

A. 令和6年6月分は特別徴収を行わず、定額減税後の税額を令和6年7月分～令和7年5月分までの11カ月に均して徴収します。なお、定額減税の対象者ではない方は例年どおり6月分から徴収します。

Q. ふるさと納税の控除上限額に影響はある？

A. ふるさと納税の特例控除額の上限額は、定額減税前の税額で算定されるため、影響はありません。

■この記事の詳細は、情報BOX201517

住宅ローン減税の「子育て・若者夫婦世帯」

住宅ローン減税（住宅ローンを利用して住宅の取得等をした場合に年末ローン残高の0.7%を所得税から最大13年間控除）は令和6年度税制改正において、子育て世帯・若者夫婦世帯が新築住宅等に本年入居する場合、借入限度額を令和4・5年入居の水準（認定住宅：5千万円、ZEH住宅：4500万円、省エネ住宅：4千万円）とする措置が講じられました（令和7年も同様の措置を検討）。

子育て世帯・若者夫婦世帯とは、①19歳未満の扶養親族を有する世帯、又は②本人もしくは配偶者が40歳未満の世帯をいい、該当するか否かは本年12月末時点（扶養親族又は配偶者が年の中途に亡くなった場合はその時点）の現況によります。

手形等を下請代金とする場合の指導基準変更

長期の手形等が下請事業者の資金繰りの負担となっていることなどを踏まえ、本年11月から下請法上の運用を見直し、交付から満期日までの期間の基準（指導基準）が業種を問わず「60日」に短縮されることになりました。

具体的には、本年11月以降に親事業者が60日を超える手形や電子記録債権、一括決済方式を下請代金の支払手段として用いた場合は、下請法上の「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるとして指導の対象となります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記

の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

個人住民税における定額減税について

令和6年度税制改正において、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の個人住民税から1万円の定額減税が実施されます。

個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

◆個人住民税の定額減税の概要

◎対象者

前年の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合、年収2,000万円以下）である個人住民税所得割の納税義務者が対象となり、他の税額控除が行われた後の所得割額から定額減税が行われます。

◎令和6年度分の個人住民税における定額減税額

令和6年度分の個人住民税所得割額から、次の①、②の合計額を控除します。なお、減税額は定額減税前の所得割額を限度とします（控除しきれない額がある場合は調整給付金を支給）。

①本人1万円

②控除対象配偶者※及び扶養親族※（いずれも国内居住者に限る）1人につき1万円

※控除対象配偶者とは、同一生計配偶者（納税者本人と生計を一にする配偶者で前年の合計所得金額が48万円以下）のうち、納税者本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者。

※扶養親族とは、納税者本人と生計を一にする親族で前年の合計所得金額が48万円以下の方。

※控除対象配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

◎控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税

納税者本人の合計所得金額が1,000万円超で、同一生計配偶者を有する場合、当該配偶者は令和6年度における減税の算定対象ではありませんが、令和7年度分の個人住民税において、当該配偶者を有する納税者は所得割額から1万円の減税が行われます。

◆個人住民税の定額減税の実施方法

◎給与所得に係る特別徴収の場合

給与所得に係る特別徴収（事業主が給与所得者に代わり、毎月の給与から個人住民税を差し引き納入）の場合は、令和6年6月分は均等割・森林環境税も含め特別徴収を行わず、定額減税後の年税額を令和6年7月分から令和7年5月分までの11ヵ月で均して特別徴収します。

各月の特別徴収税額は、事業主及び給与所得者に通知する税額通知書に記載されています。

なお、定額減税の対象者ではない方は、例年どおり6月分から特別徴収します。

◎普通徴収の場合

普通徴収（納付書や口座振替での納入）の場合は、定額減税前の年税額をもとに算出した第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から順次控除されます。

◎公的年金等の所得に係る特別徴収の場合

公的年金等の所得に係る特別徴収（年金の支払者が受給者に代わり、公的年金から差し引き納入）の場合は、定額減税前の年税額をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除されます（仮特別徴収税額からは控除しない）。

ただし、令和6年度分の個人住民税において初めて公的年金等に係る所得から特別徴収される場合は、令和6年6月分及び8月分は普通徴収の方法による控除を実施し、控除しきれない場合は令和6年10月分以降の特別徴収税額から順次控除されます。

◆留意事項

・定額減税の特別税額控除は、他の税額控除（調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額及び株式譲渡所得割額の控除）の額を控除した後の所得割額から控除します。なお、控除した後に所得割額がない場合は、定額減税の適用はありません。

・定額減税の特別税額控除は、均等割、利子割、配当割、株式等譲渡所得割、退職所得（分離課税分）には適用されません。

・ふるさと納税の特例控除額の控除上限額や、公的年金等の所得に係る仮特別徴収税額は定額減税の特別税額控除が適用される前（調整控除後）の額をもとに算定するため、定額減税による影響はありません。